

貯蔵施設に関するアンケート調査結果について

【アンケートの目的】

- ・水濁法改正により新たに法の規制対象となった「有害物質を貯蔵する施設」の実態を把握すること

【アンケートの対象】

- ・「個別事業所のP R T Rデータ（平成 21 年度）」から、以下の手順で「1412 事業所」を抽出
 - ①水質汚濁防止法に基づく有害物質について届出のあった事業所を抽出（一部の業種を除く）。
 - ②業種が網羅できるよう、原則として、事業所数 50 以下の業種は全事業所を対象とし、事業所数 50 超の業種はランダムに 50 事業所を抽出。

◎P R T Rとは

P R T R（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に 1 回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。P R T Rによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。諸外国でも導入が進んでおり、日本では 1999（平成 11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化されました。

※ 環境省ホームページ「P R T Rインフォメーション広場」から引用

◎P R T Rの対象となる事業者の要件

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、次の表の(1)と(2-1)を満たす事業者、または(1)と(2-2)を満たす事業者です。

届出対象事業者の判定時のチェック項目

(1) 事業者の業種、常時使用する従業員の数			
1)	業種	政令第3条に示す業種	
2)	常時使用する従業員の数	21人以上	
(2-1) 事業所ごとの対象物質の年間取扱量			
	対象物質の種類*1)	特定第一種	第一種
3)	使用する原材料、資材等の形状	「年間取扱量を把握する際に対象とする製品」に示す形状	
4)	使用する原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率	0.1 質量%以上	1 質量%以上
5)	対象物質の年間取扱量	0.5 トン/年以上	1 トン/年以上
(2-2) 事業所ごとの特別要件施設			
6)	特別要件の施設	「特別要件施設」に示す施設を有する	

*1)「第一種」：第一種指定化学物質のこと、「特定第一種」：特定第一種指定化学物質のこと

※ 環境省ホームページ「P R T Rインフォメーション広場」から引用

【アンケートの内容】

- ・「水質汚濁防止法」第 5 条の規定に基づく特定施設の設置の届出または「下水道法」第 12 条の 3 の規定に基づく特定施設の設置等の届出の状況
- ・有害物質または有害物質を含む廃液等の貯蔵施設としてのタンク設置の有無
- ・貯蔵している有害物質
- ・タンクの大きさや基数
- ・タンク（付帯する配管含）からの有害物質の漏洩・地下浸透を、「防止」もしくは「早期発見」するための措置
- ・タンク以外の有害物質の貯蔵・保管方法

【アンケートの回答状況（2011 年 9 月 1 日時点）】

- ・アンケートは 2011 年 8 月 2 日に発送。9 月 1 日時点で、1412 事業所のうち 884 事業所から回答（回答率約 63%）。

【アンケート調査をおこなった事業所の概要】

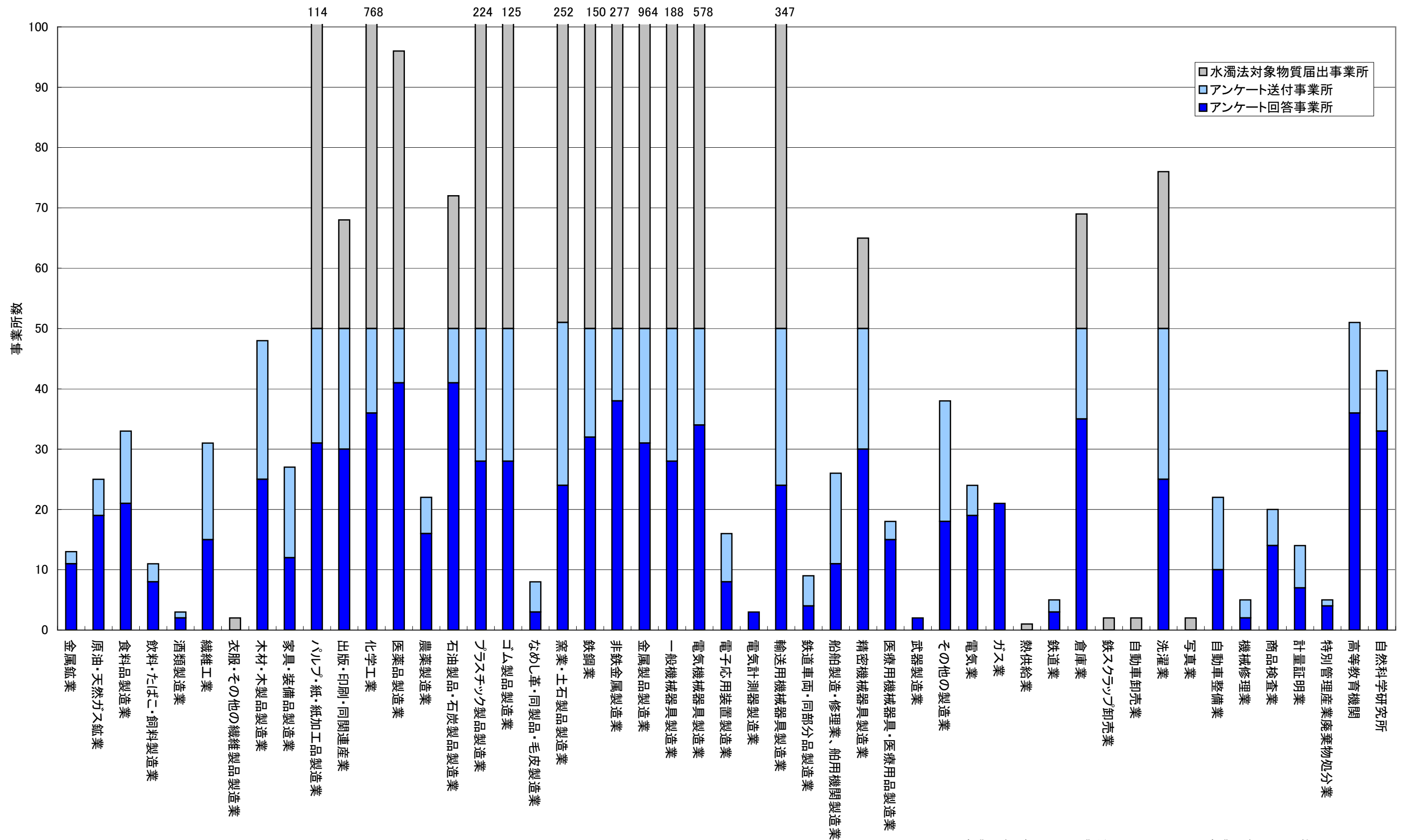


図 アンケート調査をおこなった業種別事業所数と回答状況(2011年9月1日集計段階)

【アンケート調査をおこなった事業所の概要】

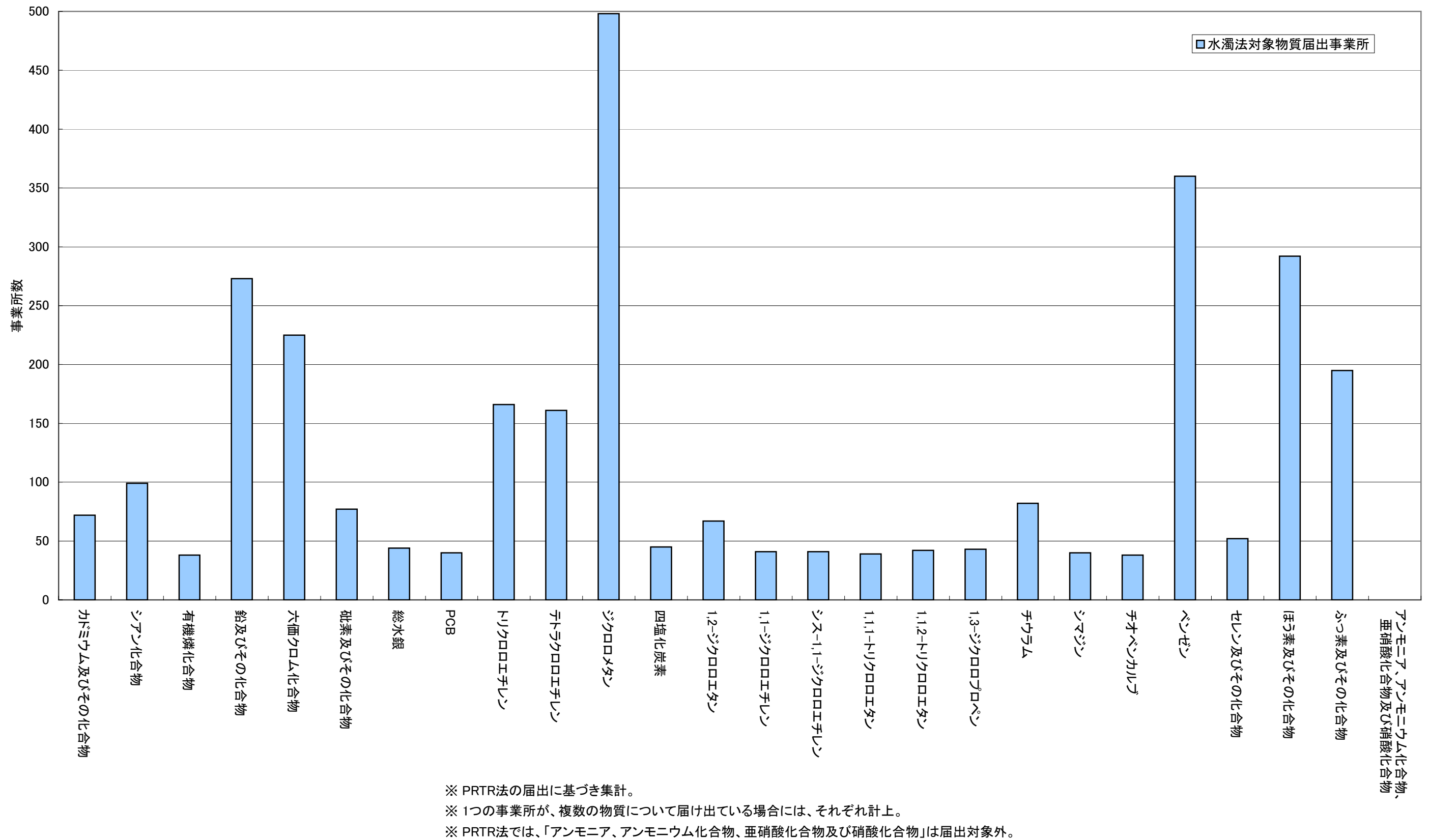


図 アンケート調査をおこなった事業所の水濁法対象物質届出状況

【アンケート調査をおこなった事業所の概要】

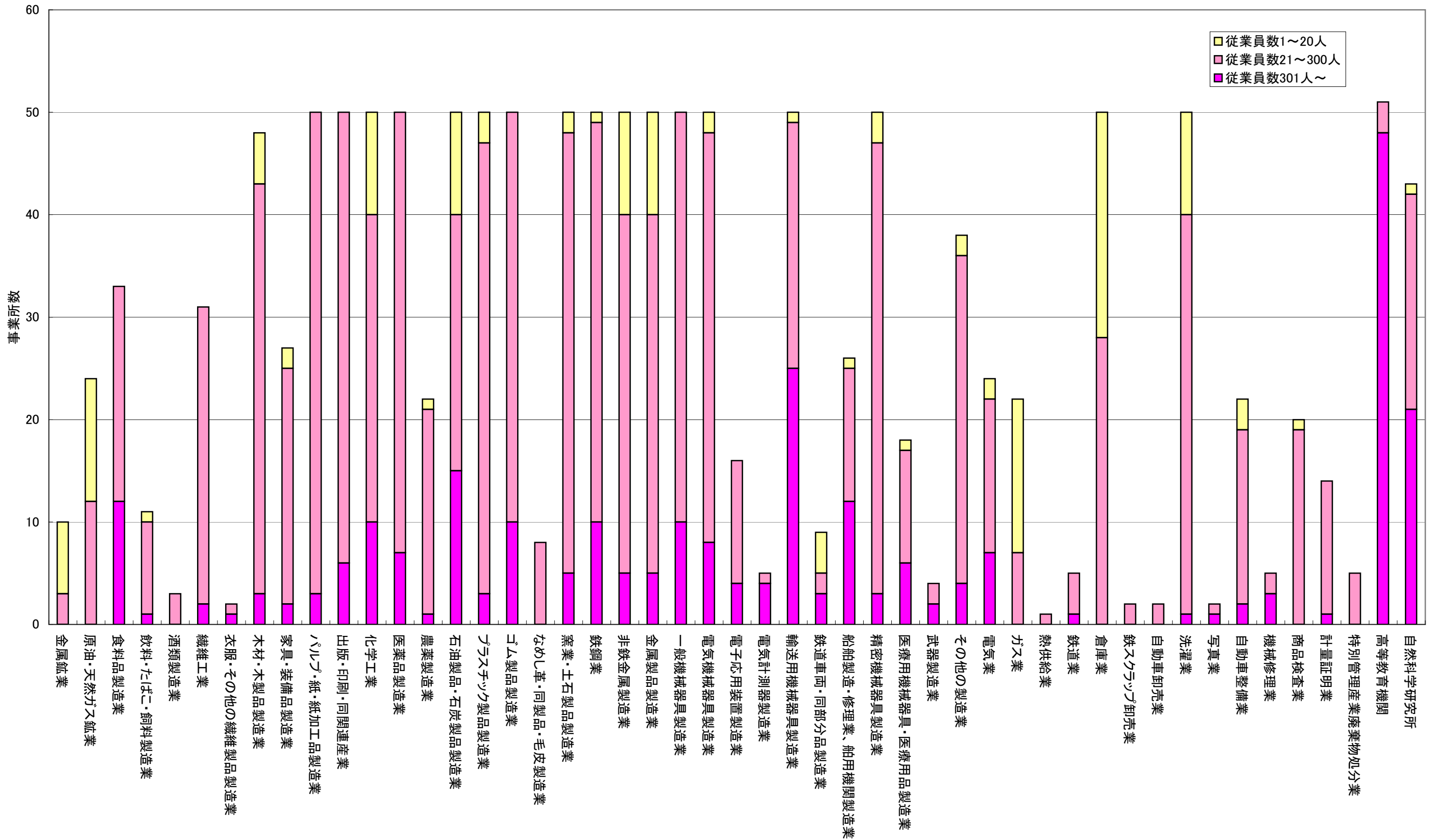
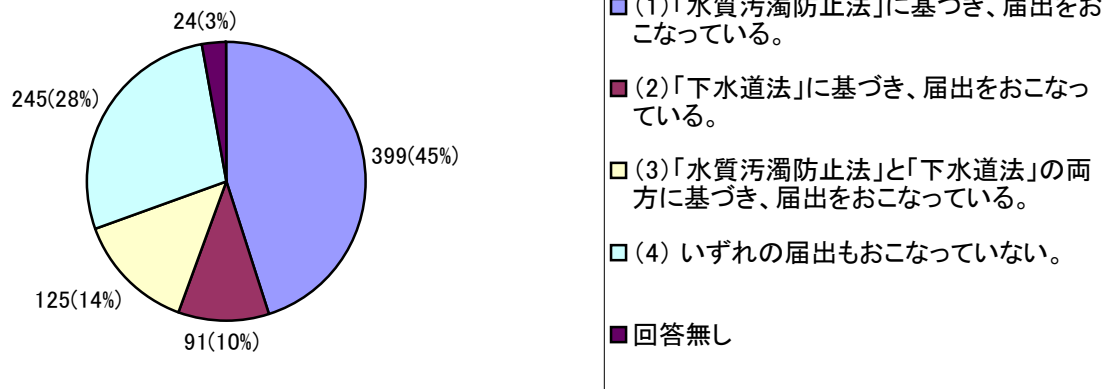


図 アンケート調査をおこなった事業所の業種別従業員数

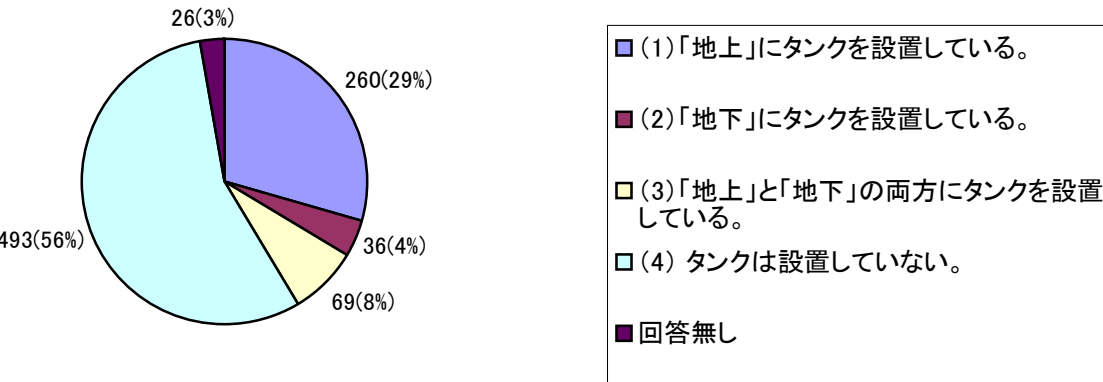
【全体集計】

質問1 貴事業所においては、「水質汚濁防止法」第5条の規定に基づく特定施設の設置の届出または「下水道法」第12条の3の規定に基づく特定施設の設置等の届出をおこなっていますか？
下記から選択してください。

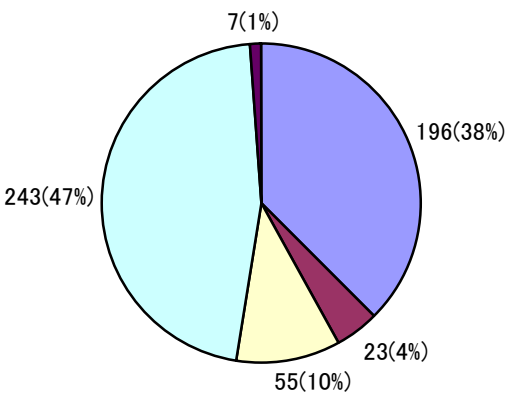


質問2 貴事業所においては、有害物質または有害物質を含む廃液等の貯蔵施設としてのタンクを設置していますか？ 下記から選択してください。（複数設置している場合は、（ ）内にそれぞれの基数を記入して下さい。）

【タンクの有無と設置場所】

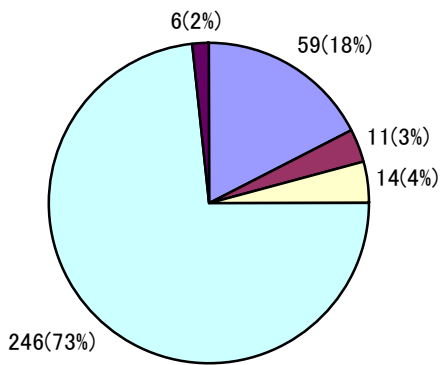


全 体



水濁法の届出をしている事業所

（質問 1 で (1) 又は (3) と回答した事業所）

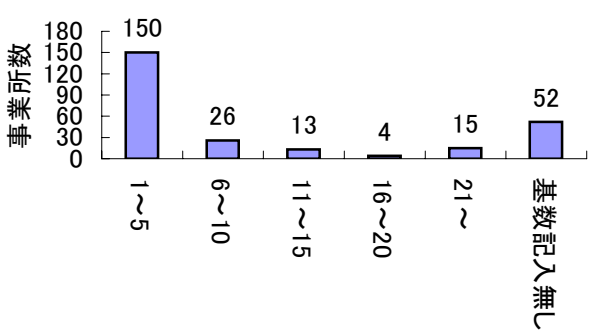


水濁法の届出をしてない事業所

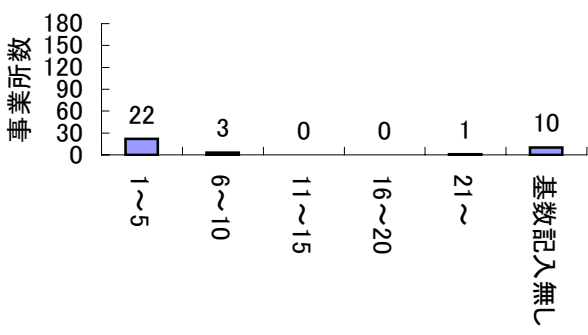
（質問 1 で (2) 又は (4) と回答した事業所）

【タンクの基数】

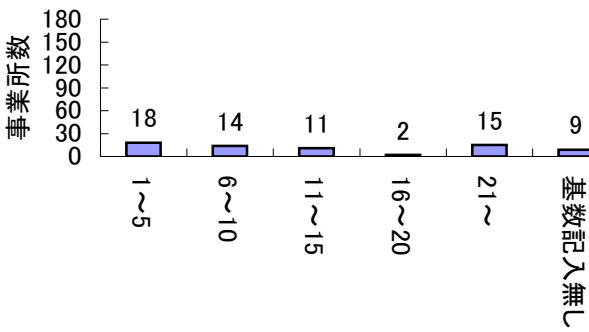
(1)「地上」にタンクを設置している。



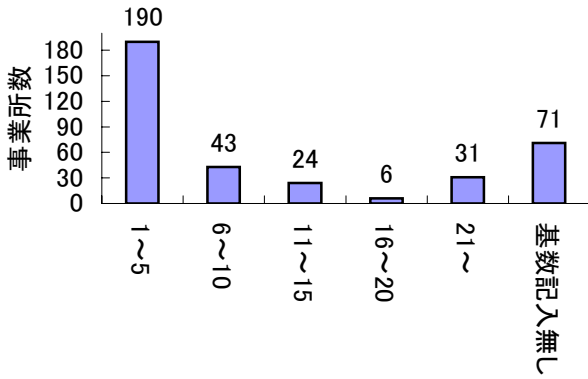
(2)「地下」にタンクを設置している。



(3)「地上」と「地下」の両方にタンクを設置している。

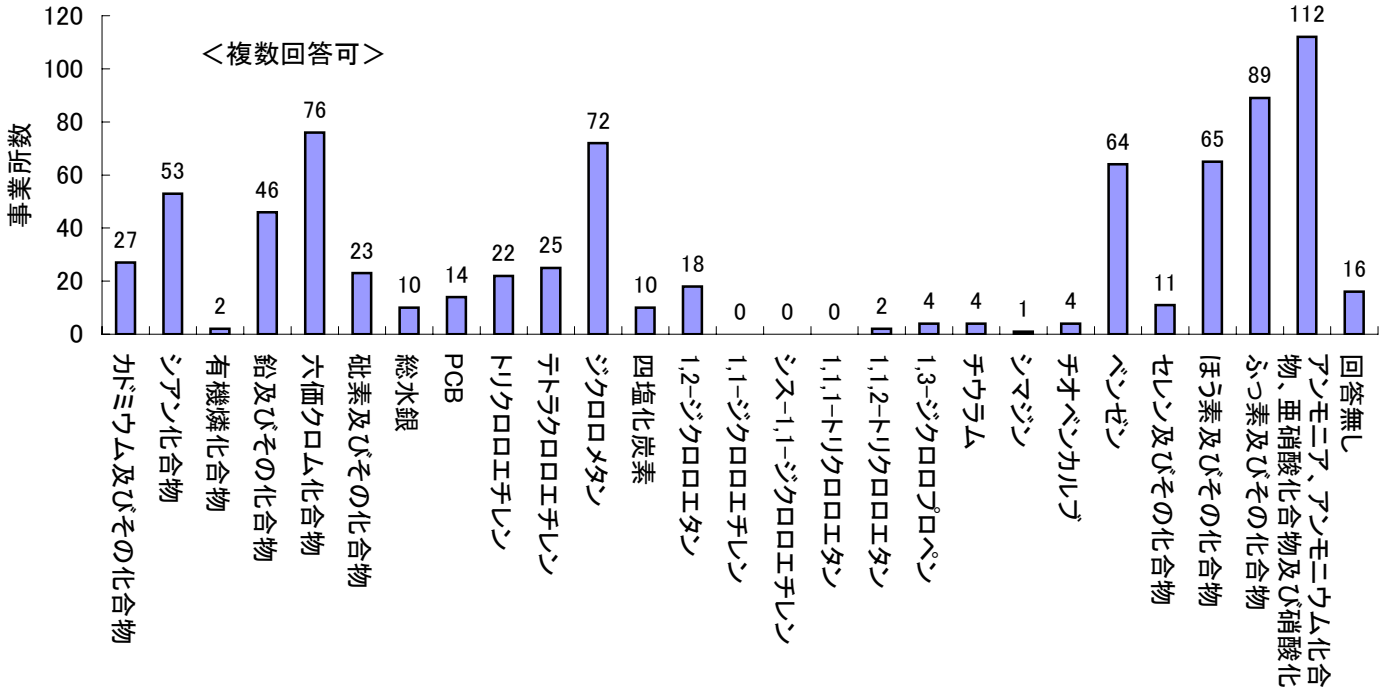


(4) 合計



（質問2－1～質問2－3は、質問2で(1)～(3)を選択した事業所が回答）

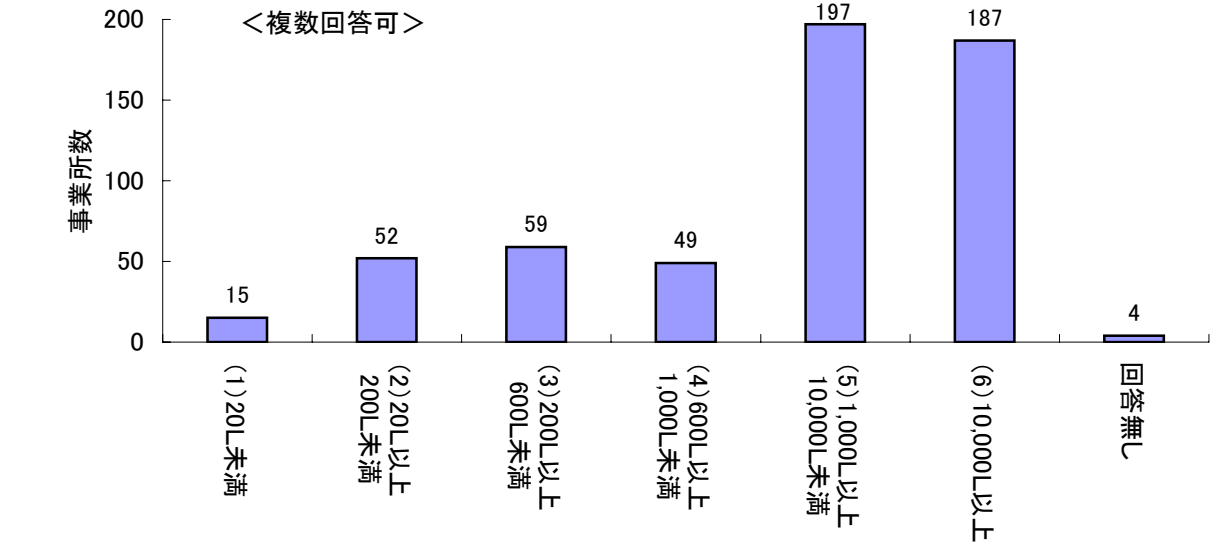
質問2－1 貯蔵している有害物質は何ですか？



【全体集計】

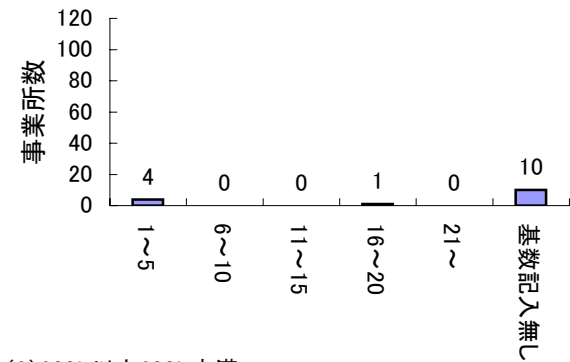
質問2-2 タンクの大きさはどの程度ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数設置している場合は、（ ）内にそれぞれの基数を記入して下さい。）

【タンクの大きさ】

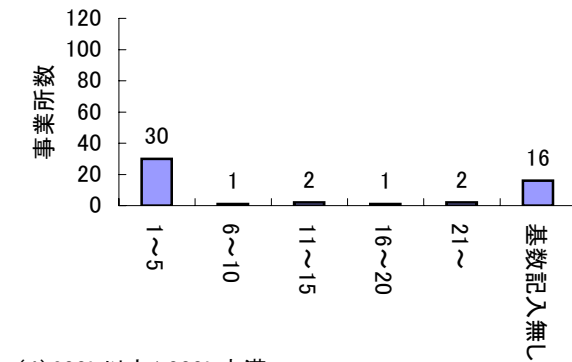


【タンクの大きさ別の基数】

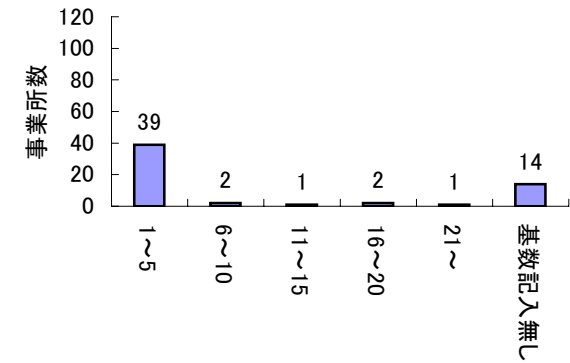
(1) 20L未満



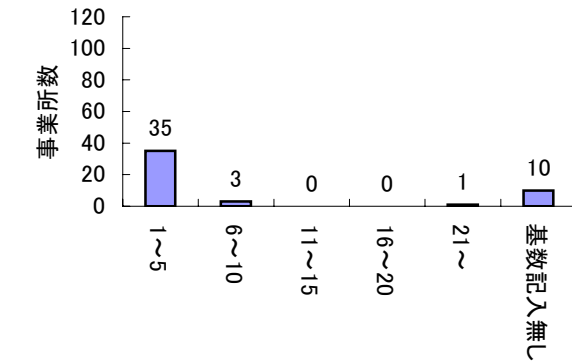
(2) 20L以上200L未満



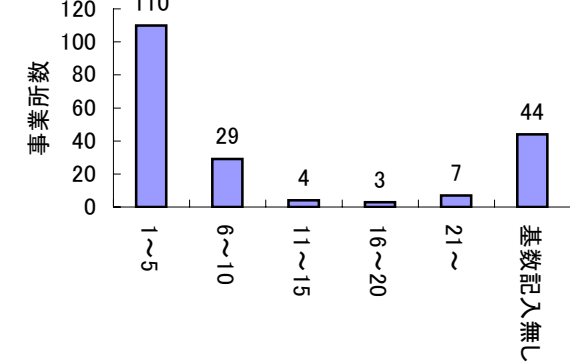
(3) 200L以上600L未満



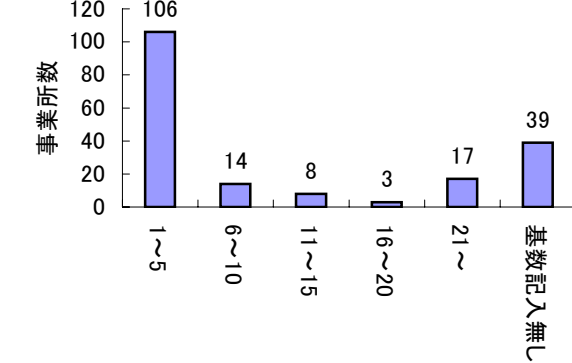
(4) 600L以上1,000L未満



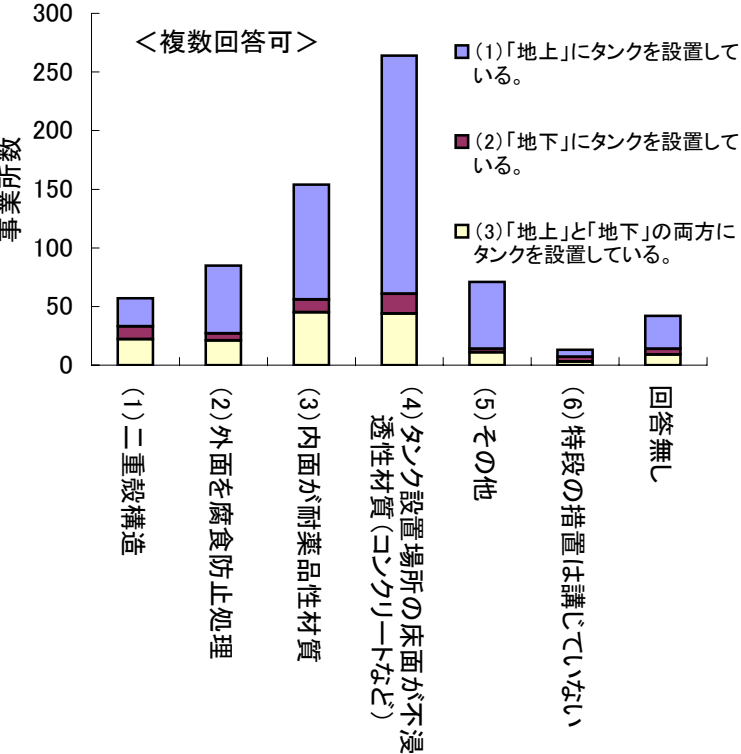
(5) 1,000L以上10,000L未満



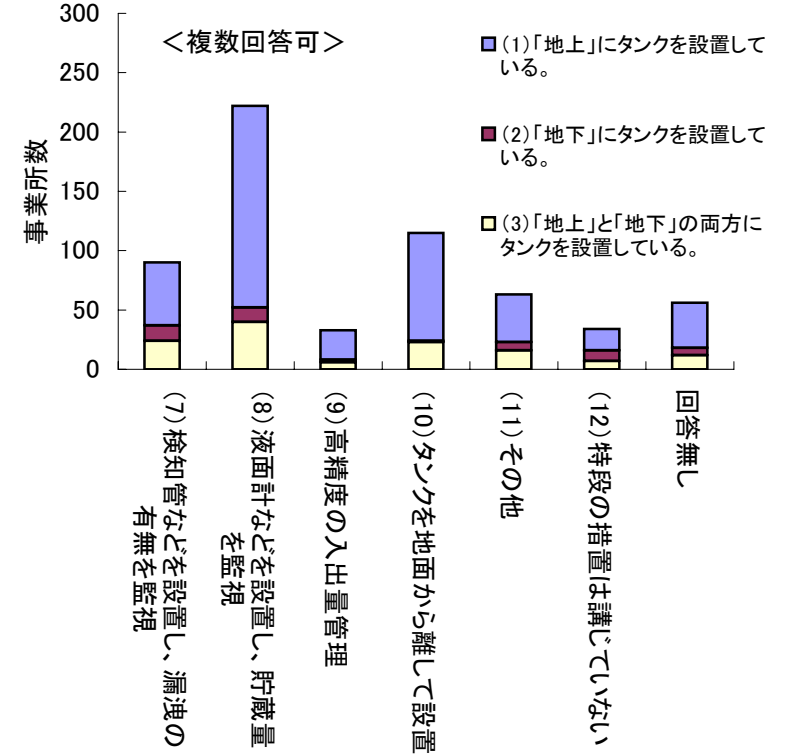
(6) 10,000L以上



質問2-3 タンク(付帯する配管含)からの有害物質の漏洩・地下浸透を、「防止」もしくは「早期発見」するための措置を講じていますか？ 該当するもの全てに○をつけてください。その他を選択した場合は、具体的な措置を記載してください。



漏洩・地下浸透防止のための措置

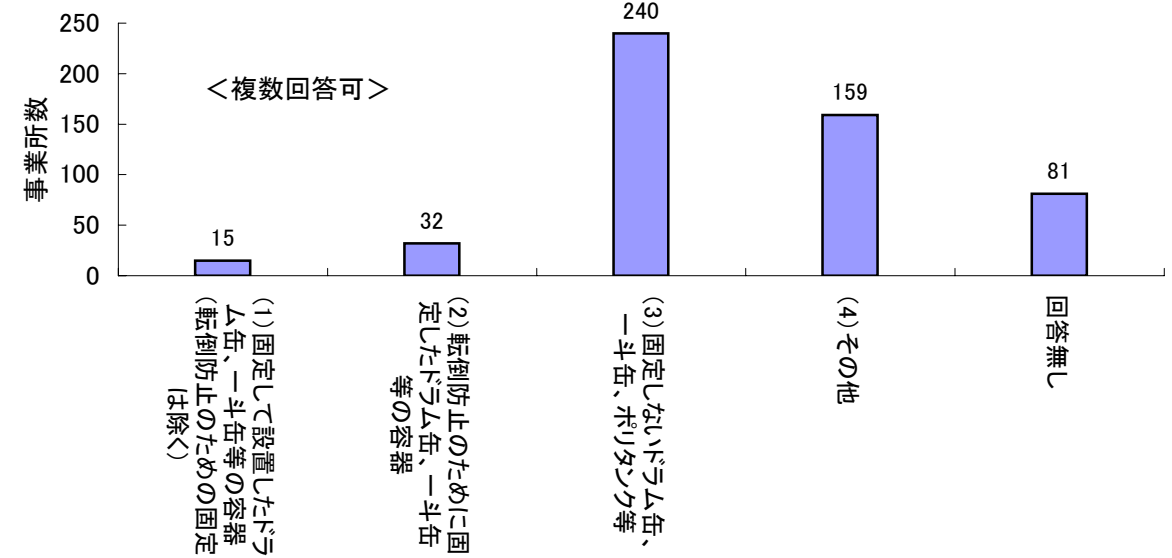


漏洩・地下浸透早期発見のための措置

※ タンク設置場所別の措置実施状況は、7ページに掲載

(質問2-4は、質問2で(4)を選択した事業所が回答)

質問2-4 どのような方法で有害物質を貯蔵・保管していますか。該当するもの全てに○をつけてください。その他を選択した場合は具体的な方法を記載してください。



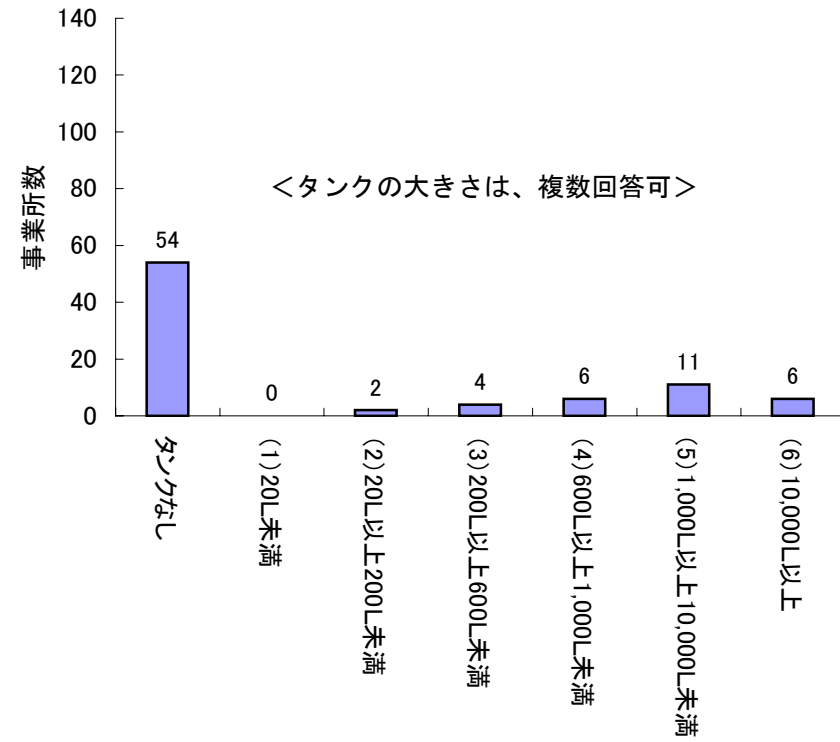
※主な「その他」回答

- ・倉庫に保管(専用倉庫、危険物保管庫など): 22件
- ・防液堤内に保管: 5件

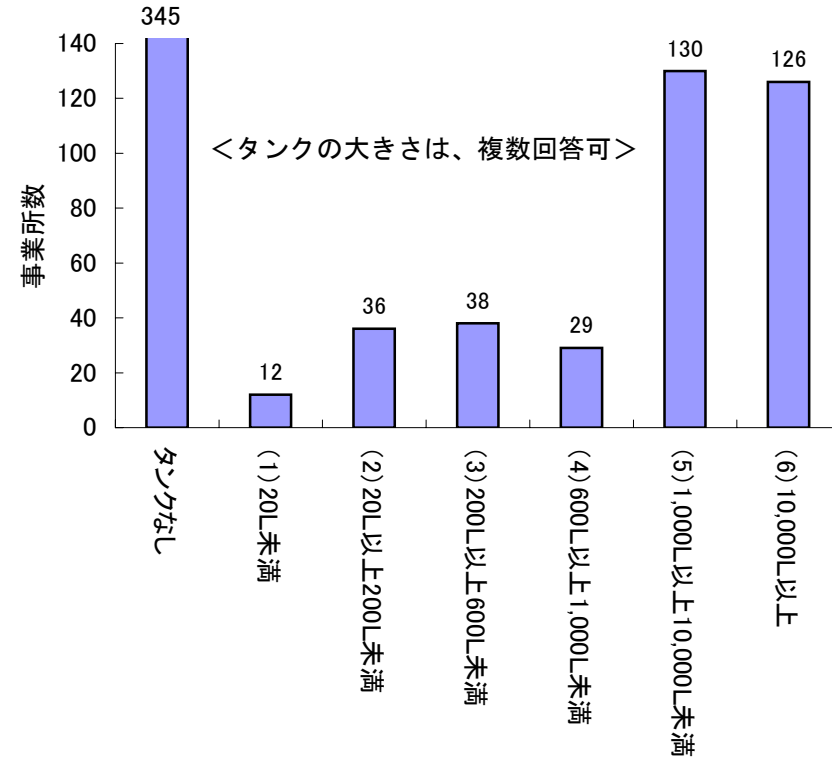
- ・ビンで棚に保管: 9件
- ・容器の下に受け皿を設置(オイルパンなど): 5件

【全体集計】

【従業員数：20人以下（83事業所）】



【従業員数：21～300人（620事業所）】



【従業員数：301人以上（179事業所）】

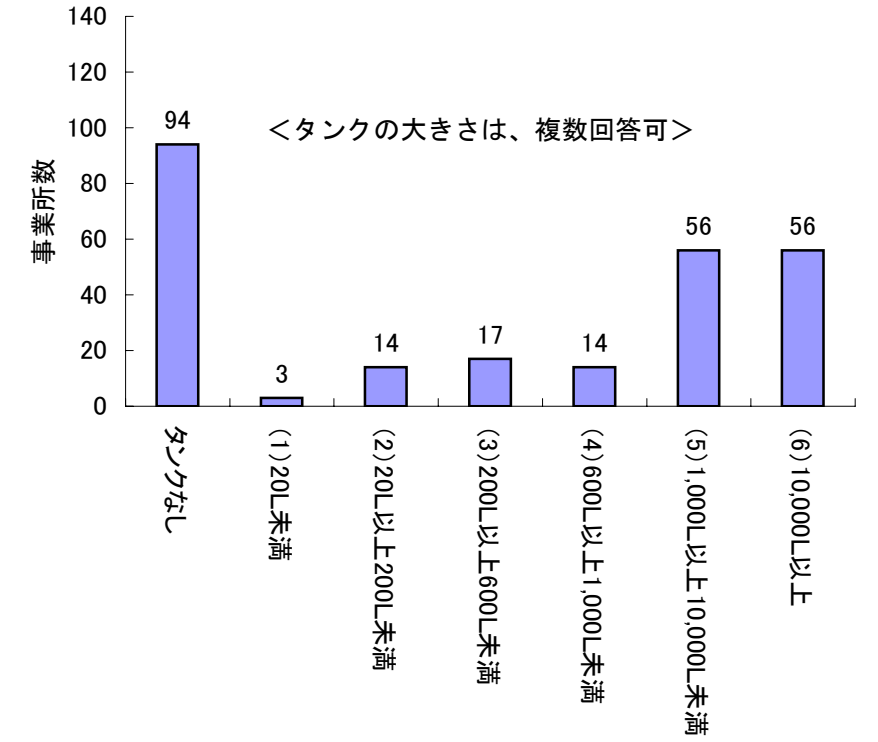
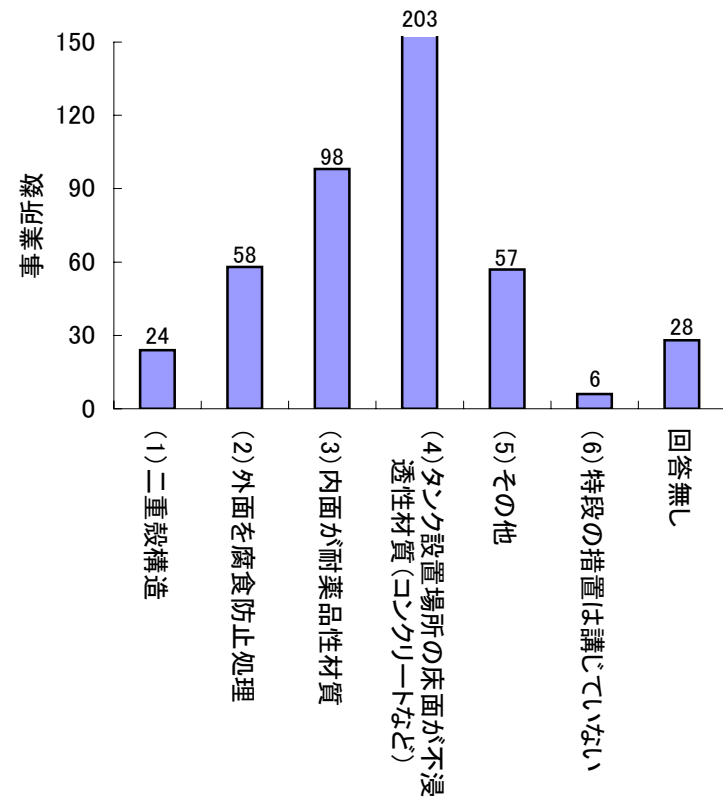


図 従業員数規模別のタンク設置状況（2011年9月1日集計段階）

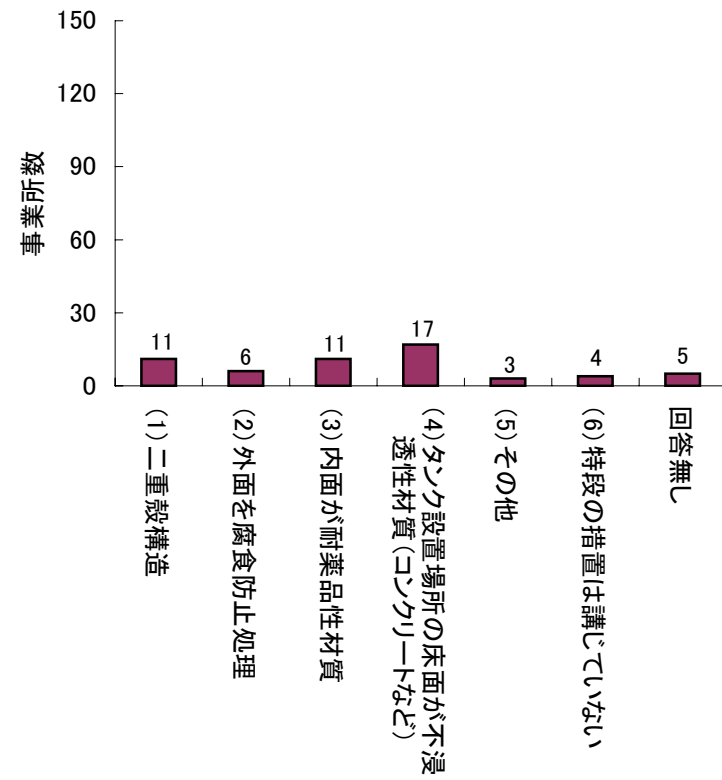
【「地上」に設置されたタンク】



- ※(5)その他の主な回答
- ・防液堤・側溝を設置：29件
 - ・床面を被覆：3件
 - ・受け皿を設置（オイルパンなど）：4件
 - ・タンクをピット内に設置：2件
 - ・定期的な健全性確認（気密試験など）：1件
 - ・吸収剤を常備：1件

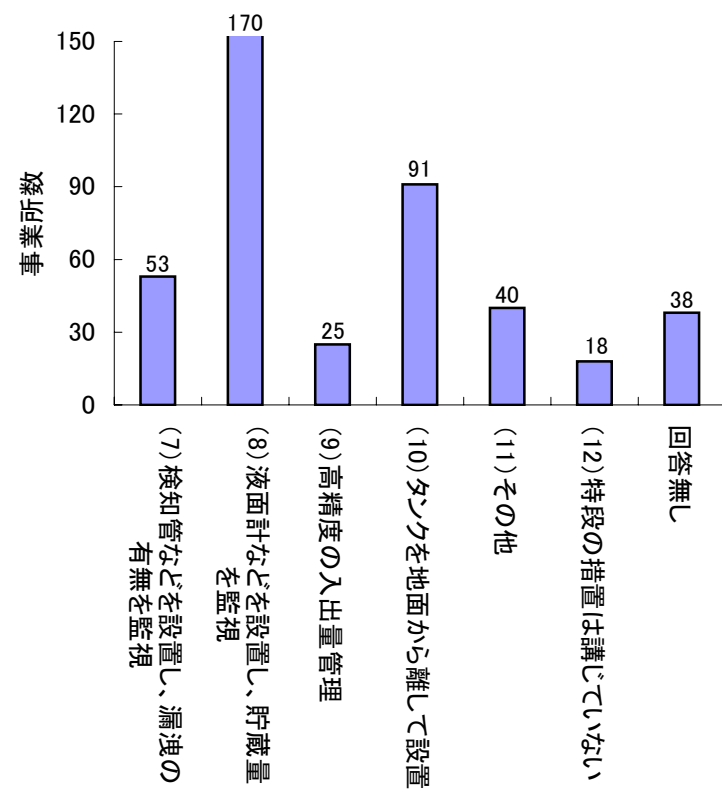
漏洩・地下浸透防止のための措置

【「地下」に設置されたタンク】



- ※(5)その他の主な回答
- ・定期的な健全性確認（気密試験など）：1件
 - ・集水ピットと回収ポンプを設置：1件

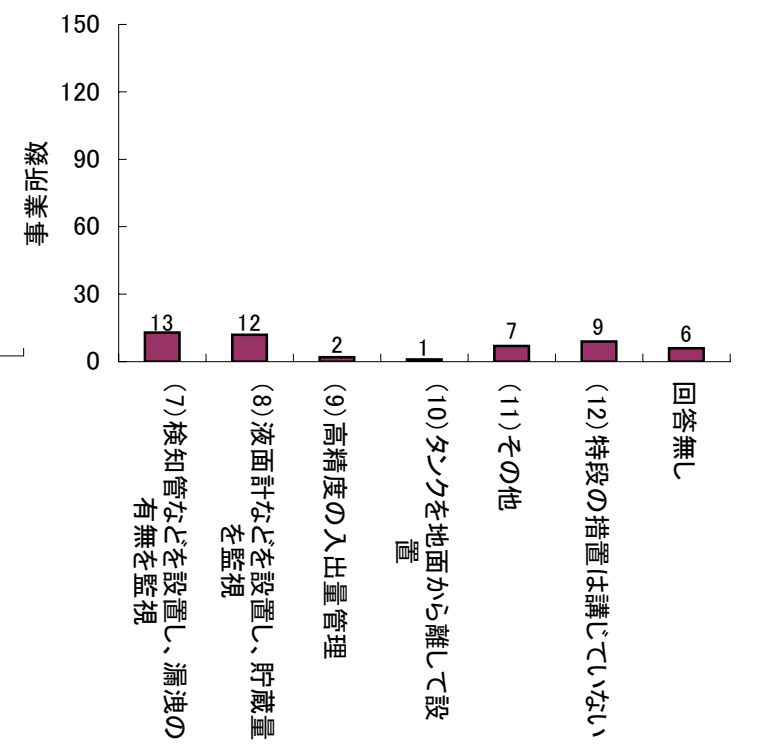
【「地上」に設置されたタンク】



- ※(11)その他の主な回答
- ・日常・定期点検（目視確認など）：29件
 - ・各種計器による監視（漏洩検知器、温度計、流量計、圧力計、pH計、ガス検知器、警報装置など）：8件
 - ・定期的な地下水質分析（パックテストなど）：1件

漏洩・地下浸透早期発見のための措置

【「地下」に設置されたタンク】



- ※(11)その他の主な回答
- ・日常・定期点検（目視確認など）：4件
 - ・各種計器による監視（漏洩検知器、温度計、流量計、圧力計、pH計、ガス検知器、警報装置など）：1件
 - ・入出量管理（日常的な使用量チェックなど）：1件
 - ・定期的な地下水質分析（パックテストなど）：1件

図 タンク設置場所別の措置実施状況（2011年9月1日集計段階）

【業種別集計】

質問1 貴事業所においては、「水質汚濁防止法」第5条の規定に基づく特定施設の設置の届出または「下水道法」第12条の3の規定に基づく特定施設の設置等の届出をおこなっていますか？ 下記から選択してください。

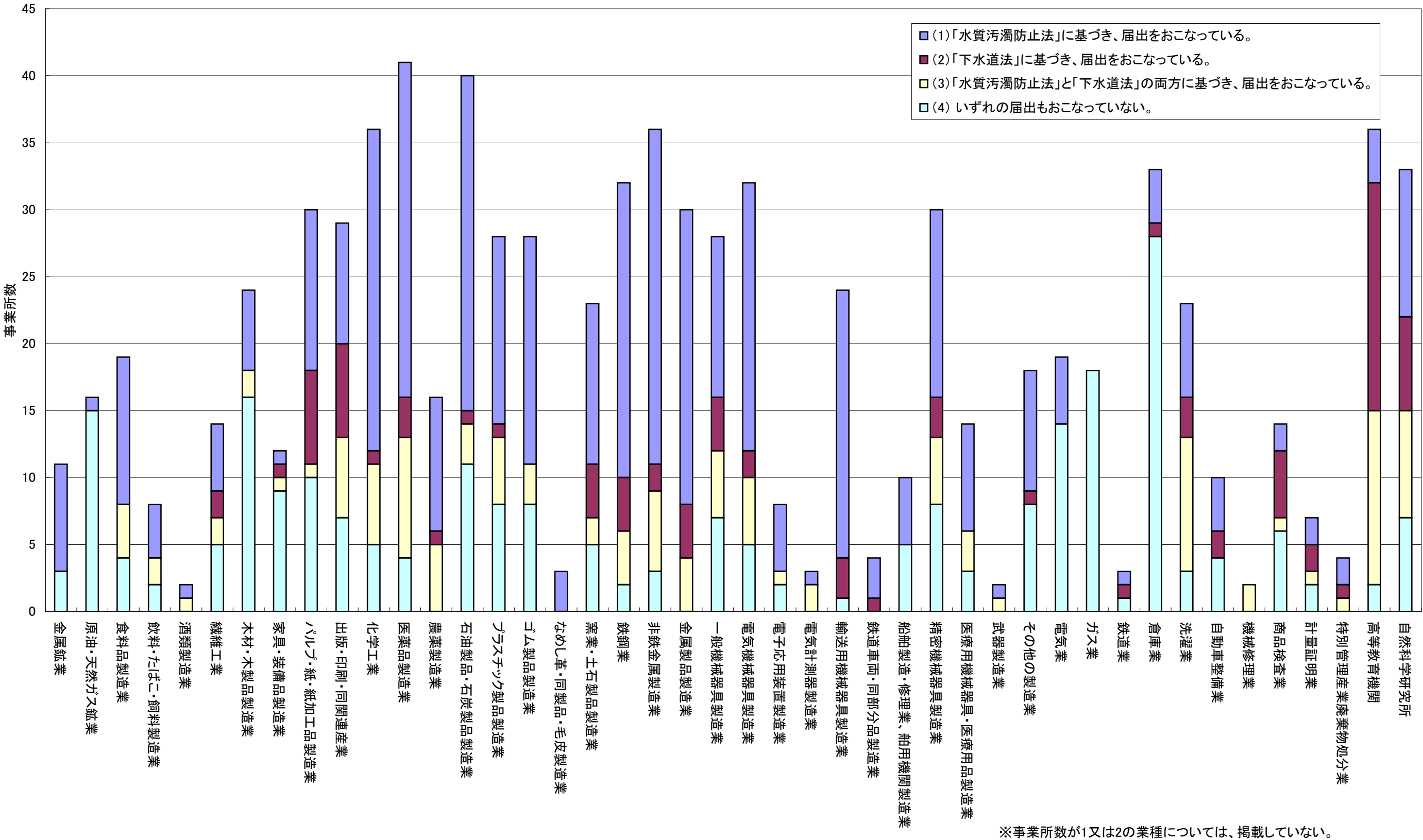


図 業種別の「水質汚濁防止法」および「下水道法」届出状況（2011年9月1日集計段階）

【業種別集計】

質問2 貴事業所においては、有害物質または有害物質を含む廃液等の貯蔵施設としてのタンクを設置していますか？ 下記から選択してください。（複数設置している場合は、（ ）内にそれぞれの基数を記入して下さい。）

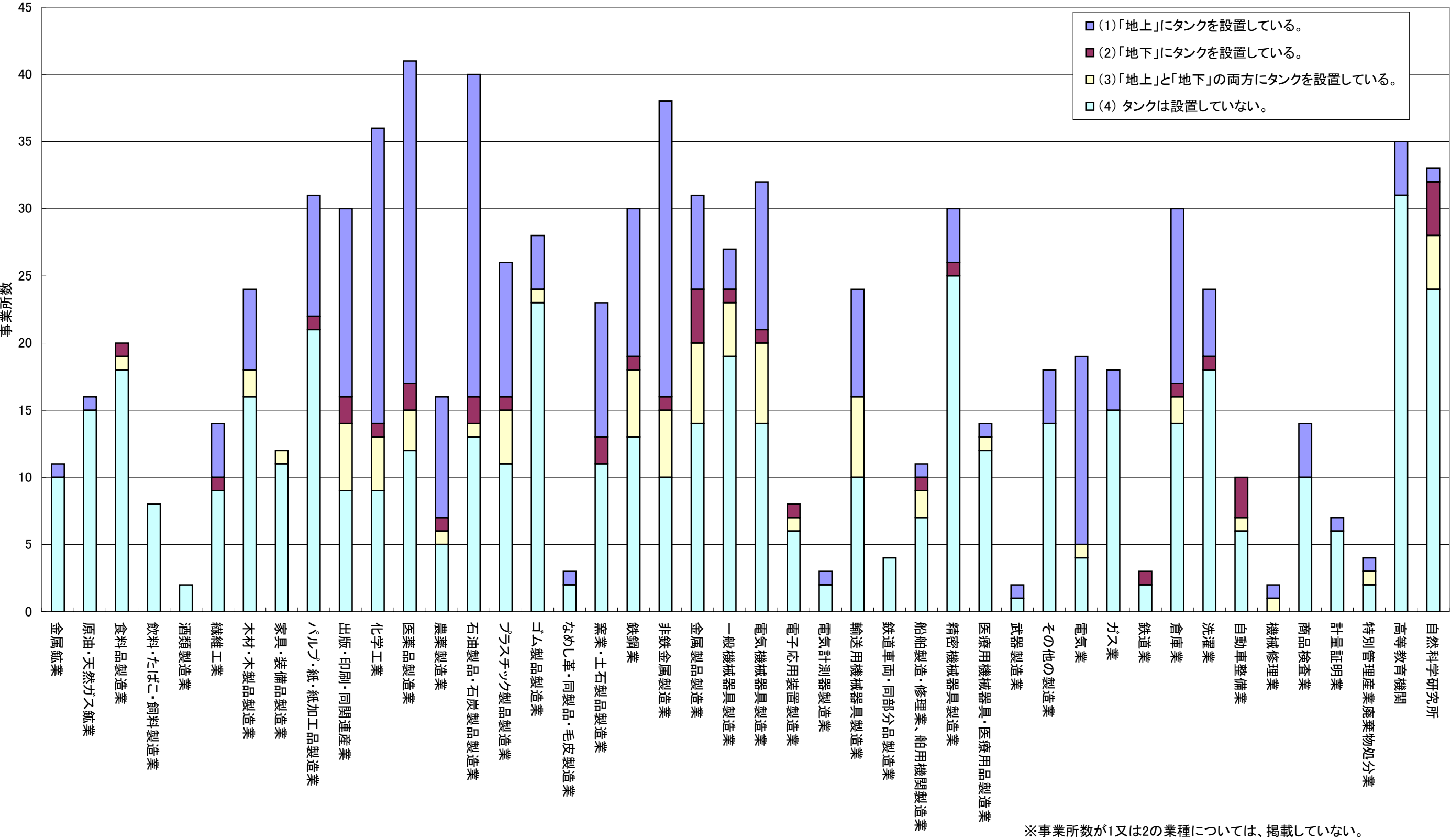


図 業種別のタンク設置状況（2011年9月1日集計段階）

質問2－1 貯蔵している有害物質は何ですか？該当するもの全てに○をつけてください。

表 業種別の有害物質貯蔵事業所数（2011年9月1日集計段階）

<複数回答可>

業種	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	総水銀	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	回答無し
金属鉱業						1																	1				11
原油・天然ガス鉱業											1											1				1	19
食料品製造業		1		1		1	1		1		1	1										1		1		1	21
飲料・たばこ・飼料製造業																											8
酒類製造業																											2
繊維工業	1	1	1	1	4			1		1	2	1										1		1	1	2	15
木材・木製品製造業				1							8												2				25
家具・装備品製造業																									1	12	
パルプ・紙・紙加工品製造業																							11		3	31	
出版・印刷・同関連産業					17			1															1		4	30	
化学工業		4		2	6	1		2	5	3	11	4	8				2	1			1	9	1	6	12	16	36
医薬品製造業		4						1			20		5									2	1	8	4	7	41
農薬製造業		2									3		1					2	3	1	3	1	2		1	16	
石油製品・石炭製品製造業								1	3	8	2		1									16		4	2	13	41
プラスチック製品製造業				2	4				1		7												3	3	1	28	
ゴム製品製造業				1	1						3								1						1	28	
なめし革・同製品・毛皮製造業										1	1															3	
窯業・土石製品製造業		1		6		1					1											1	4	4	1	24	
鉄鋼業	1	2		2	9			2	3	2	1											1	2	11	8	32	
非鉄金属製造業	14	3		14	9	11	2	1	1	2	1											4	4	8	7	38	
金属製品製造業		10		2	8				3	1	4												7	9	6	31	
一般機械器具製造業		1		2	5					1	1														3	2	28
電気機械器具製造業	1	8		6	1	1			1		1												5	9	6	34	
電子応用装置製造業		1		3																					1	8	
電気計測器製造業																										3	
輸送用機械器具製造業	2	4		1	5			2			3											4		5	10	8	24
鉄道車両・同部分品製造業																										4	
船舶製造・修理業、船用機関製造業					2																	2			1	1	11
精密機械器具製造業			1	1							3														3	1	30
医療用機械器具・医療用品製造業		1		2	1						2														2	1	15
武器製造業																										1	2
その他の製造業					1				3		1												1				18
電気業	1	1		1		1	1	5														1	3	1	16	19	
ガス業					1																	4					21
鉄道業																											3
倉庫業		2									1		1					1				10					35
洗濯業									1	12												1					25
自動車整備業																						3					10
機械修理業	1	1			2				1		1														1		2
商品検査業	1	1		1						2	2	1														2	14
計量証明業	1	1		1	1	1	1	1			1	1										1	1				7
特別管理産業廃棄物処分業		1			1				1	1	1																4
高等教育機関	6	5	1	5	6	6	5		1	1	4	3	1									5	3	3	6	6	36
自然科学研究所	2	2		2	2	2	2				2	3	2									8	2	3	4	4	33

※事業所数が1又は2の業種については、掲載していない。

【業種別集計】

質問2-2 タンクの大きさはどの程度ですか。 該当するもの全てに○をつけてください。(複数設置している場合は、()内にそれぞれの基数を記入して下さい。)

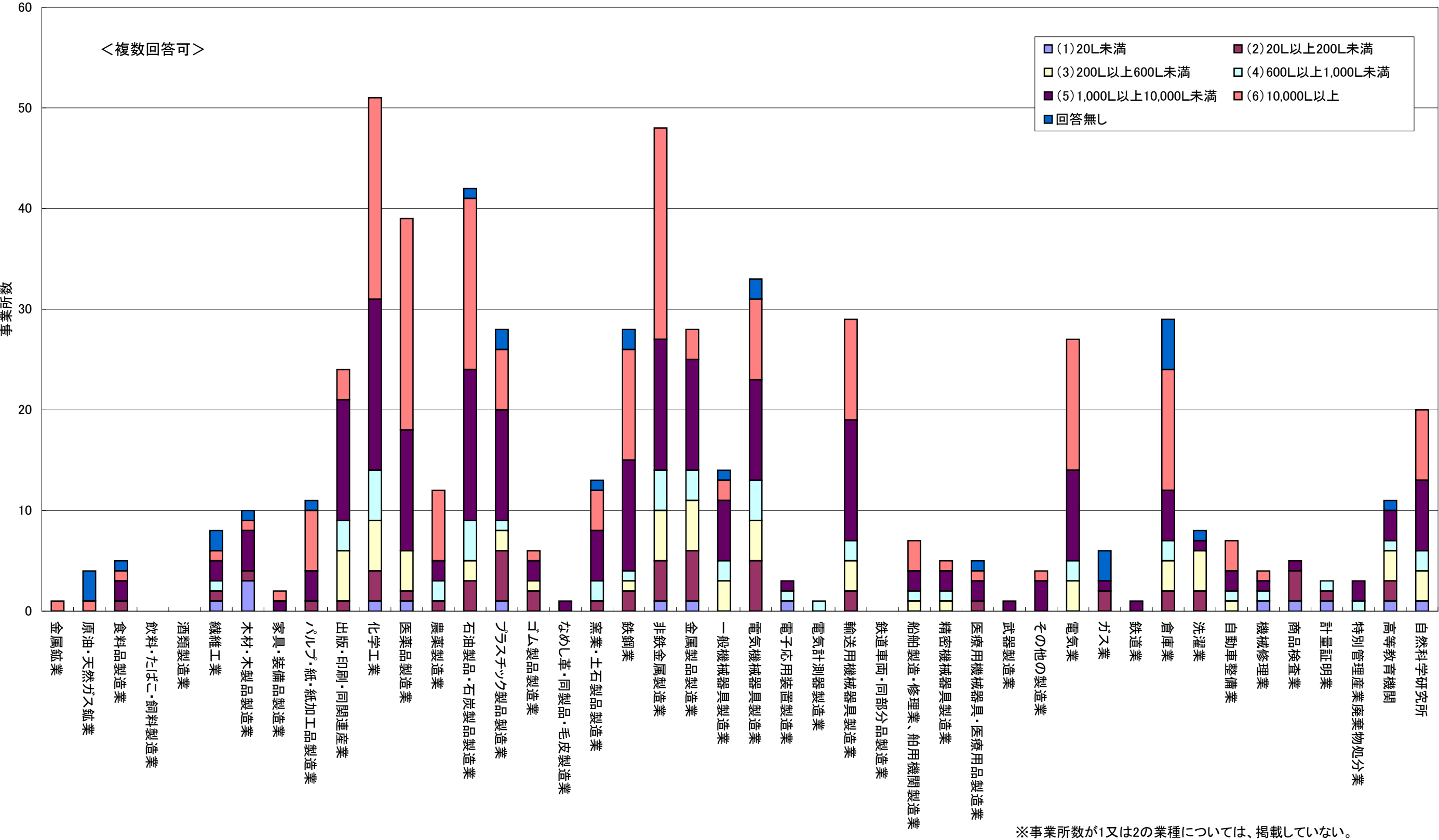


図 業種別の漏洩・地下浸透防止措置の実施状況（2011年9月1日集計段階）

【業種別集計】

質問2-3 タンク(付帯する配管含)からの有害物質の漏洩・地下浸透を、「防止」もしくは「早期発見」するための措置を講じていますか？ 該当するもの全てに○をつけてください。その他を選択した場合は、具体的な措置を記載してください。

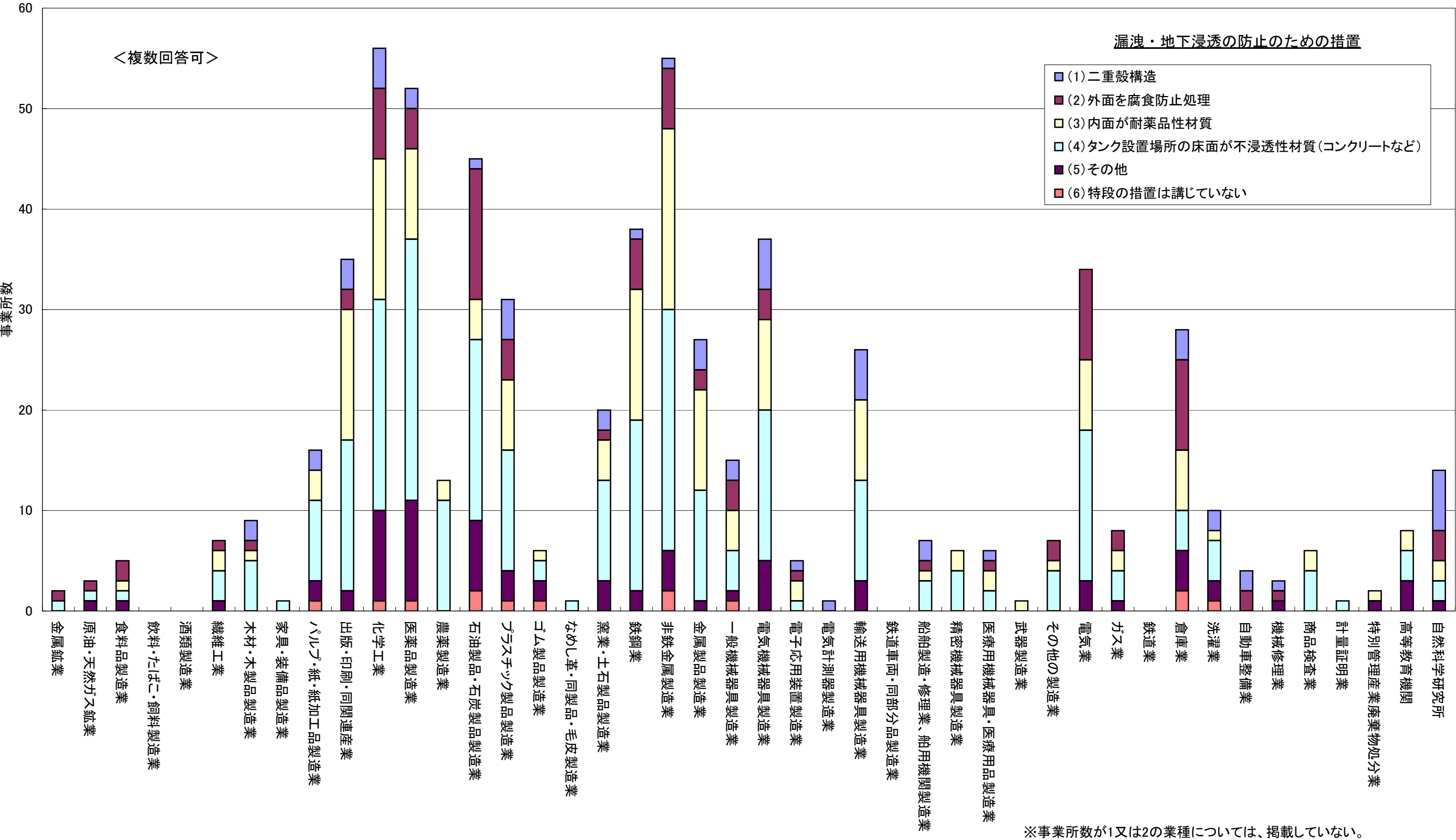


図 業種別の「漏洩・地下浸透の防止のための措置」実施状況(2011年9月1日集計段階)

【業種別集計】

質問2-3 タンク(付帯する配管含)からの有害物質の漏洩・地下浸透を、「防止」もしくは「早期発見」するための措置を講じていますか？ 該当するもの全てに○をつけてください。その他を選択した場合は、具体的な措置を記載してください。

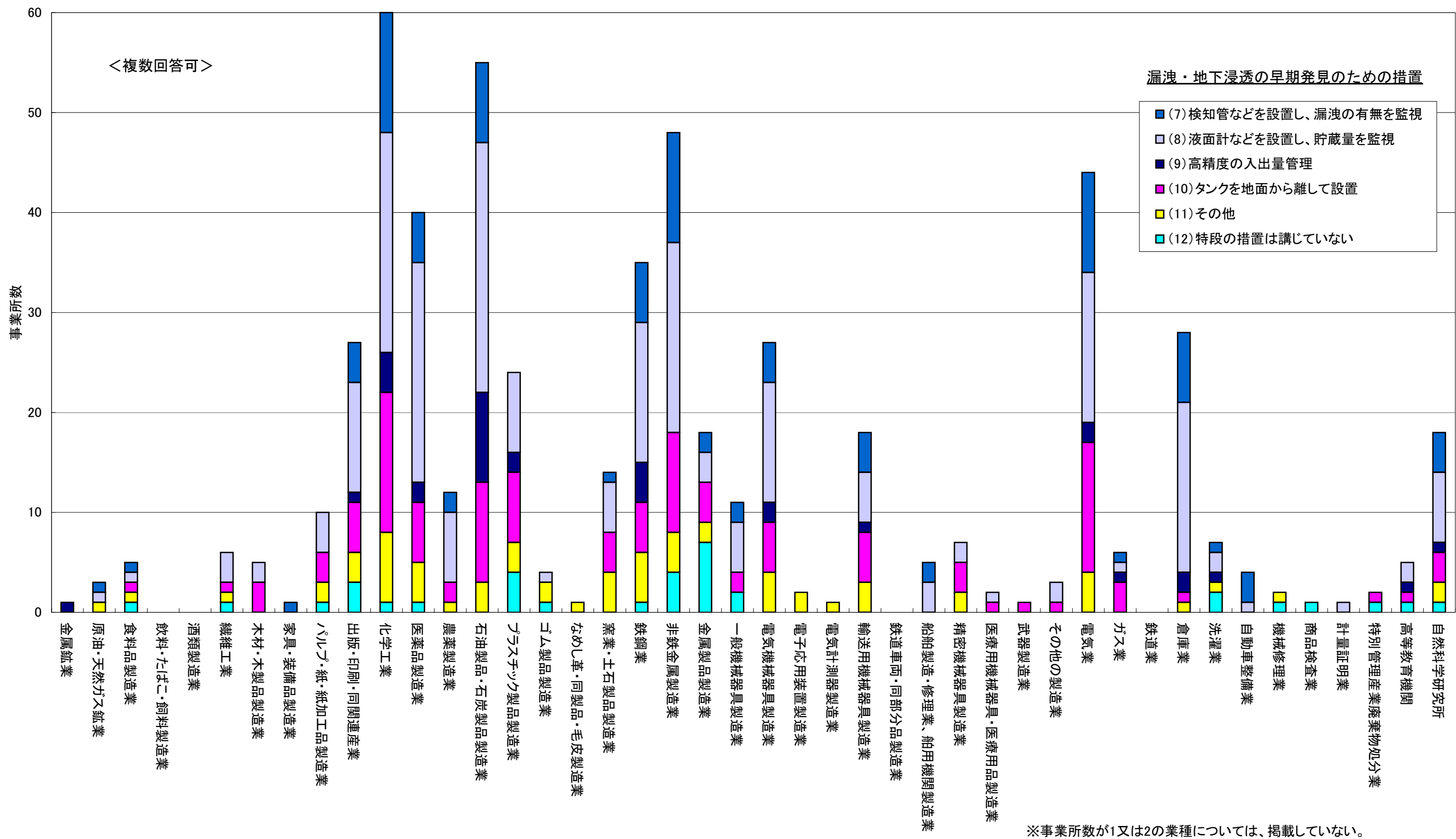


図 業種別の「漏洩・地下浸透の早期発見のための措置」実施状況(2011年9月1日集計段階)

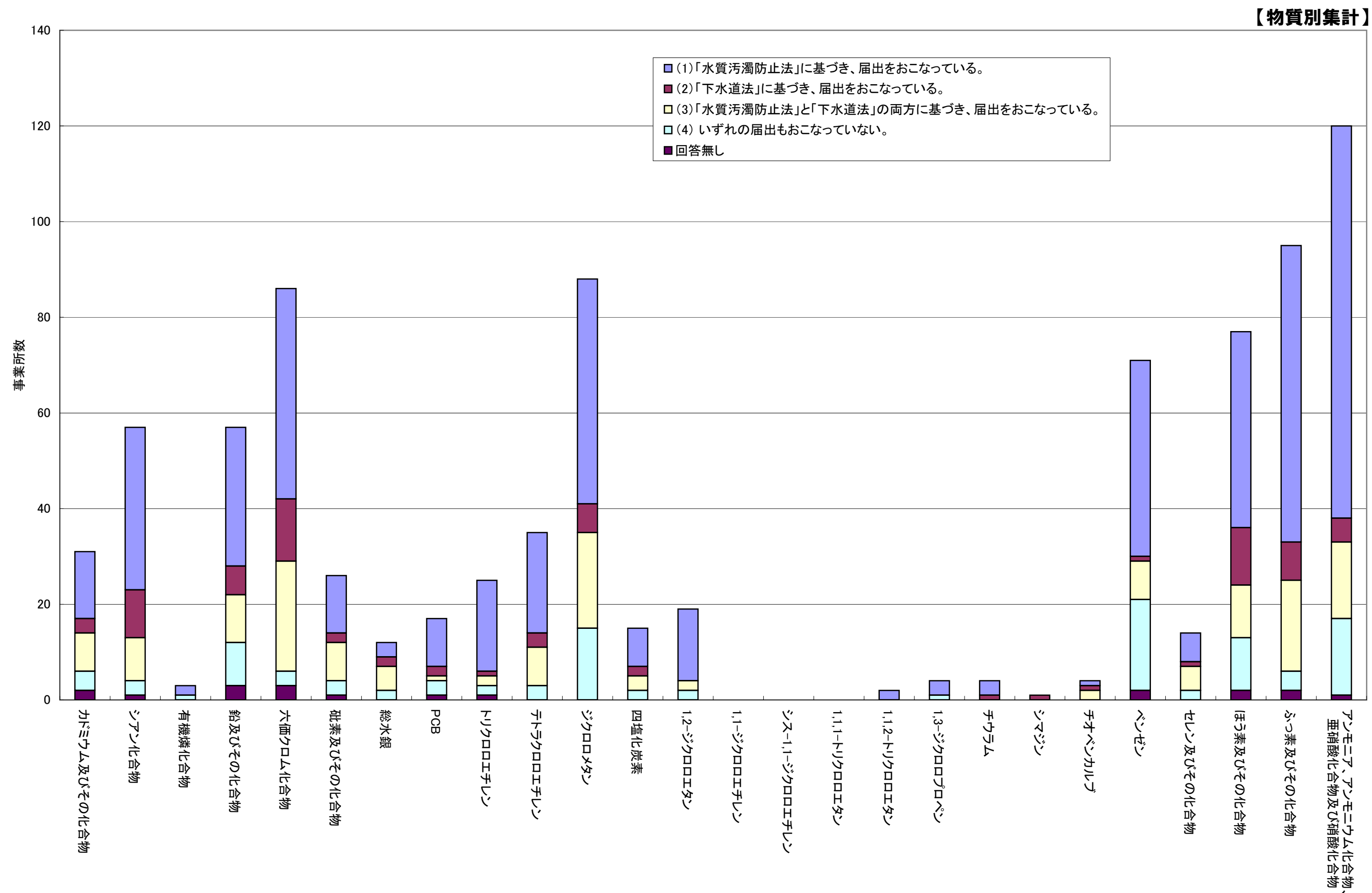


図 物質別の「水質汚濁防止法」および「下水道法」届出状況(2011年9月1日集計段階)

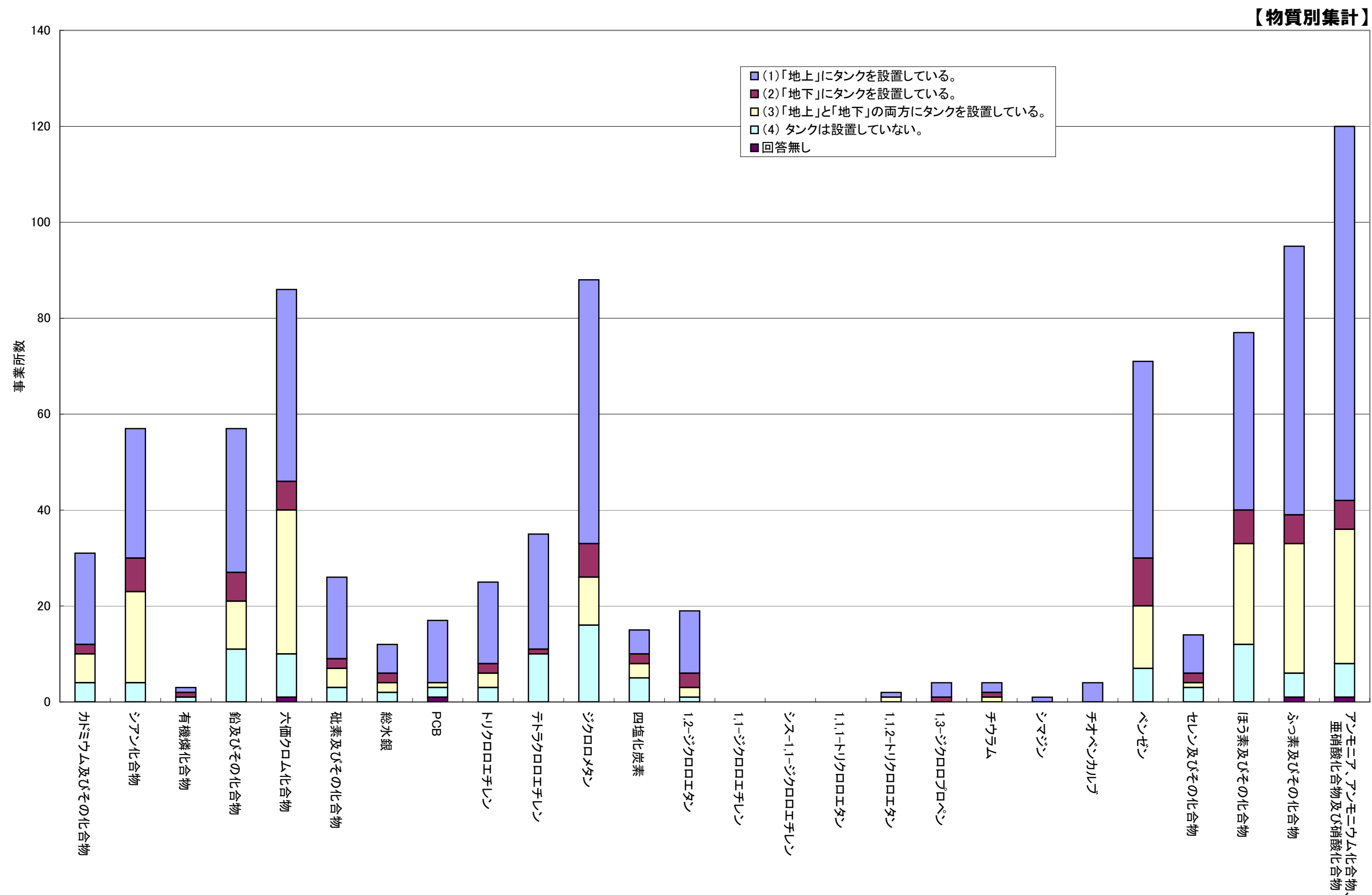


図 物質別のタンク設置状況(2011年9月1日集計段階)

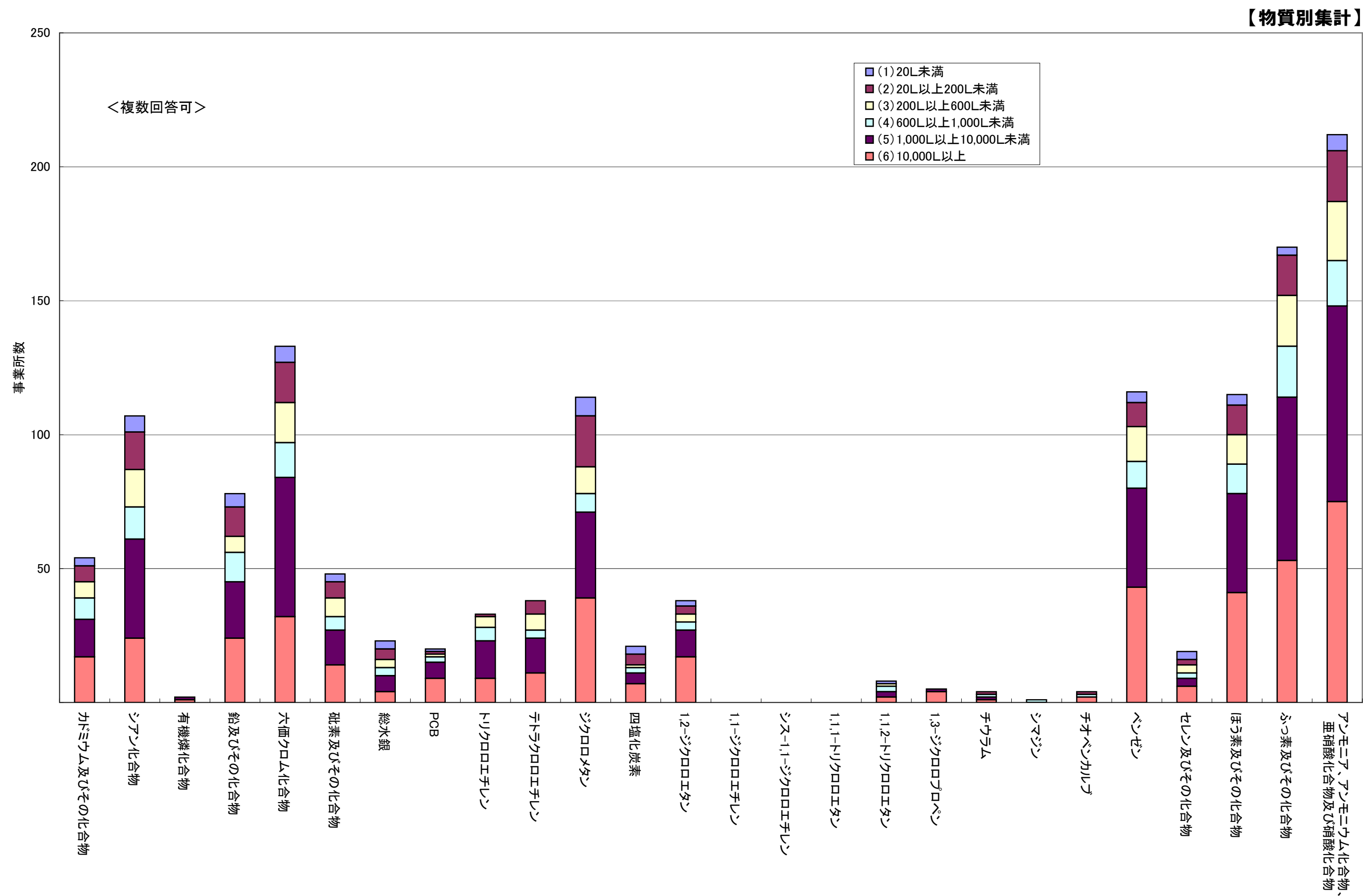


図 物質別のタンク規模の状況(2011年9月1日集計段階)

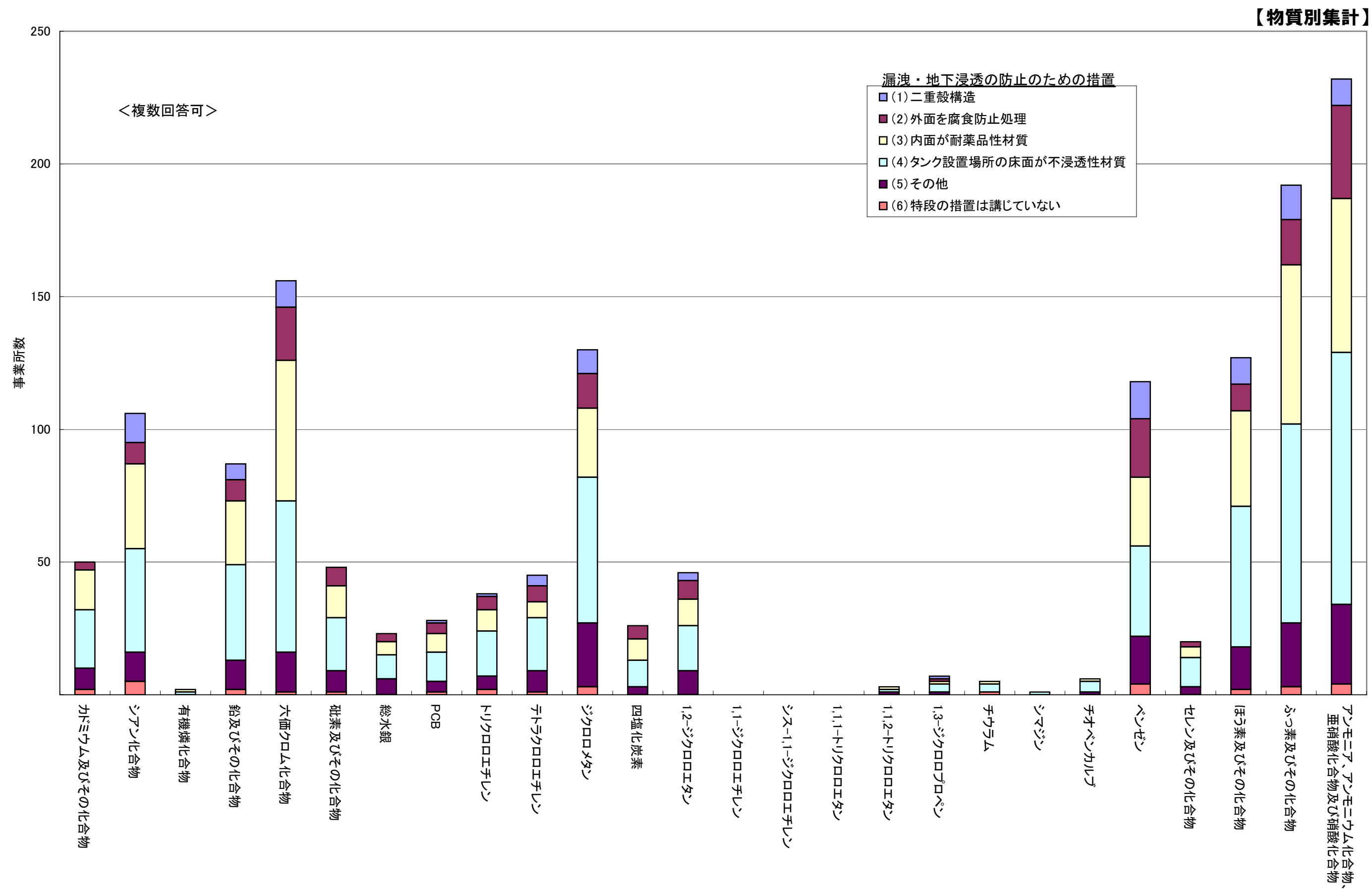


図 物質別の「漏洩・地下浸透の防止のための措置」実施状況(2011年9月1日集計段階)

【物質別集計】

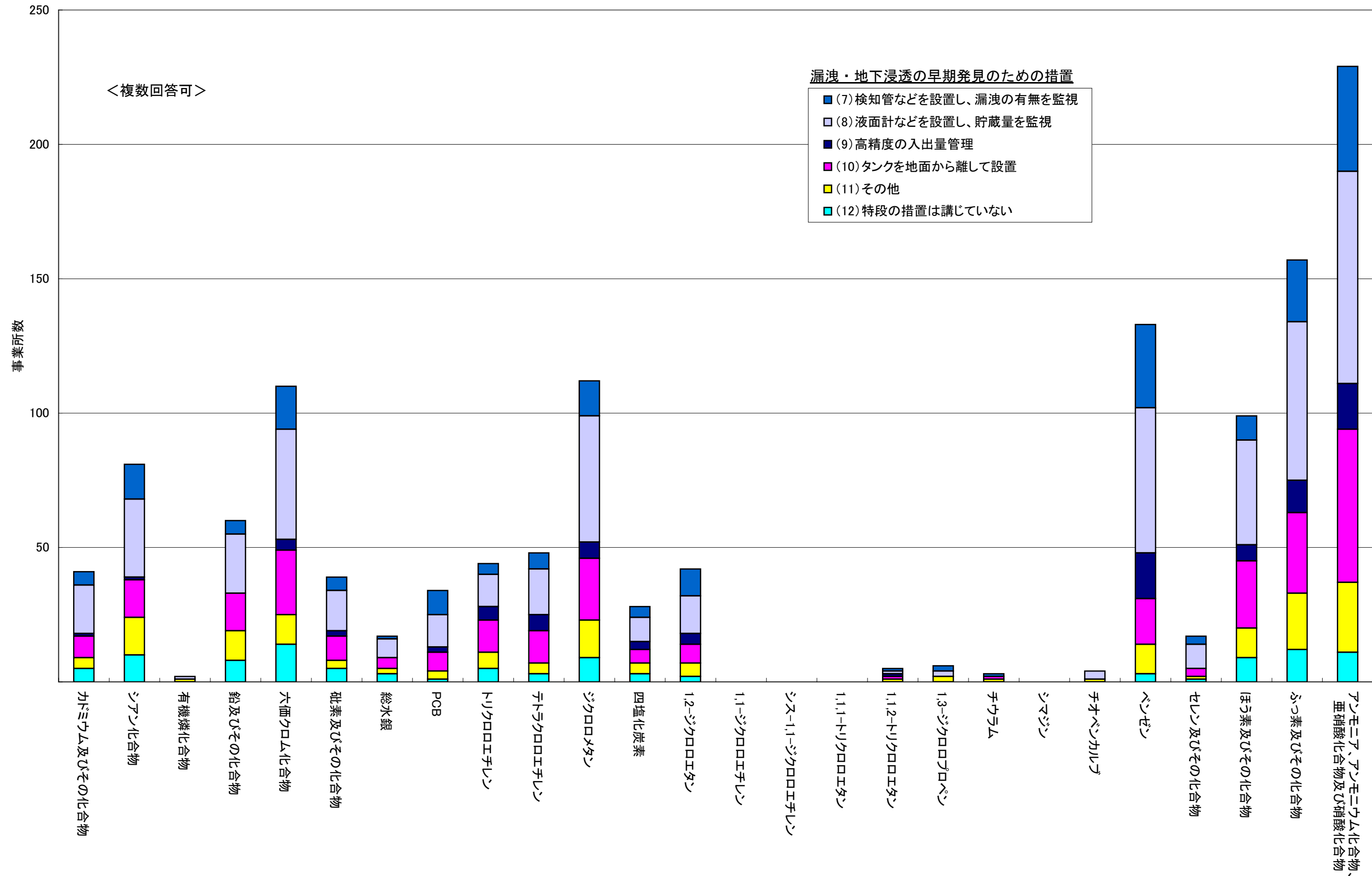


図 物質別の「漏洩・地下浸透の早期発見のための措置」実施状況(2011年9月1日集計段階)

「有害物質を貯蔵する施設」に係るアンケート票

質問 1 貴事業所においては、「水質汚濁防止法」第 5 条の規定に基づく特定施設の設置の届出または「下水道法」第 12 条の 3 の規定に基づく特定施設の設置等の届出をおこなっていますか？下記から選択してください。

- (1) 「水質汚濁防止法」に基づき、届出をおこなっている。
- (2) 「下水道法」に基づき、届出をおこなっている。
- (3) 「水質汚濁防止法」と「下水道法」の両方に基づき、届出をおこなっている。
- (4) いずれの届出もおこなっていない。

質問 2 貴事業所においては、有害物質または有害物質を含む廃液等の貯蔵施設としてのタンクを設置していますか？下記から選択してください。（複数設置している場合は、（ ）内にそれぞれの基数を記入して下さい。）

- (1) 「地上」にタンクを設置している。（ ）
- (2) 「地下」にタンクを設置している。（ ）
- (3) 「地上」と「地下」の両方にタンクを設置している。（ ）
- (4) タンクは設置していない。

【以下の質問 2－1～質問 2－3 は、質問 2 で (1)～(3) を選択された方のみ回答してください。】

質問 2－1 貯蔵している有害物質は何ですか？該当するもの全てに○をつけてください。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 E P N）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 一・二―ジクロロエタン
- (14) 一・一―ジクロロエチレン
- (15) シス―一・二―ジクロロエチレン
- (16) 一・一・一―トリクロロエタン
- (17) 一・一・二―トリクロロエタン
- (18) 一・三―ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフイド（別名チウラム）
- (20) 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）
- (21) S―四―クロロベンジル＝N・N―ジエチルチオカルバマー（別名チオベンカルブ）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふつ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

（裏面につづく）

質問 2－2 タンクの大きさはどの程度ですか。該当するもの全てに○をつけてください。（複数設置している場合は、（ ）内にそれぞれの基数を記入して下さい。）

- (1) 20 L 未満（ ）
- (2) 20 L 以上 200 L 未満（ ）
- (3) 200 L 以上 600 L 未満（ ）
- (4) 600 L 以上 1, 000 L 未満（ ）
- (5) 1, 000 L 以上 10, 000 L 未満（ ）
- (6) 10, 000 L 以上（ ）

質問 2－3 タンク（付帯する配管含）からの有害物質の漏洩・地下浸透を、「防止」もしくは「早期発見」するための措置を講じていますか？該当するもの全てに○をつけてください。その他を選択した場合は、具体的な措置を記載してください。

- <漏洩・地下浸透の防止のための措置>
- (1) 二重殻構造
- (2) 外面を腐食防止処理
- (3) 内面が耐薬品性材質
- (4) タンク設置場所の床面が不浸透性材質（コンクリートなど）
- (5) その他（_____）
- (6) 特段の措置は講じていない
- <漏洩・地下浸透の早期発見のための措置>
- (7) 検知管などを設置し、漏洩の有無を監視
- (8) 液面計などを設置し、貯蔵量を監視
- (9) 高精度の入出量管理
- (10) タンクを地面から離して設置
- (11) その他（_____）
- (12) 特段の措置は講じていない

【質問 2 で、(4) を選択された方のみ回答してください。】

質問 2－4 どのような方法で有害物質を貯蔵・保管していますか。該当するもの全てに○をつけてください。その他を選択した場合は具体的な方法を記載してください。

- (1) 固定して設置したドラム缶、一斗缶等の容器（転倒防止のための固定は除く）
- (2) 転倒防止のために固定したドラム缶、一斗缶等の容器
- (3) 固定しないドラム缶、一斗缶、ポリタンク等
- (4) その他（_____）

以上です。ご協力ありがとうございました。

（その他ご意見等ございましたら、以下に記載してください。）